

2024年6月

個人情報漏えい事案における両罰規定の適用

弁護士 三宅 英貴 / 弁護士 中原 隆雅 / 弁護士 西村 順一郎

Contents

- I. はじめに
- II. 個人情報データベース等不正提供罪の概要
- III. 両罰規定について
- IV. 今後の見通し

I. はじめに

個人情報保護法(以下「個情法」)には、個人情報取扱事業者やその従業員等が、その立場を悪用して、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正に持ち出し、第三者に提供して利益を図る行為を処罰する規定があります(個人情報データベース等不正提供罪。個情法 179 条)。

個人情報データベース等不正提供罪(以下「不正提供罪」)にはいわゆる両罰規定が定められているところ(個情法 184 条 1 項 1 号)、近時、警察がこの両罰規定を適用して、直接の行為者に加えて同行為者を雇用する法人自体も被疑者として検察官に書類送検した事案が報道されました。

企業が保有する個人情報を従業員等が漏えいした場合には企業は被害者的な立場で刑事告訴を検討するケースは多くありましたが、これまで企業自身に対する両罰規定の適用のリスクはそれほど考慮されていなかったと考えられます。本稿においては、不正提供罪の概要について解説した後、今回の事案の実務への影響について検討し、今後の見通しについて当職らの私見を述べたいと思います。

II. 個人情報データベース等不正提供罪の概要

不正提供罪は、個人情報取扱事業者やその役職員(元役職員を含む。)等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰の対象としています。

法定刑は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。

成立要件の詳細については、以下の1から4のとおりです。

なお、両罰規定についてはⅢで詳しく解説します。

1. 個人情報データベース等

提供又は盗用することで処罰の対象となるのは「個人情報データベース等」であり、個人情報データベース等を構成しない単なる「個人情報」は処罰対象となりません。

個情法における「個人情報」と「個人情報データベース等」の定義は以下のとおりです。

- 「個人情報」:生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日などの事項により、特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号¹が含まれるもの(個情法2条1項)
- 「個人情報データベース等」:個人情報を容易に検索できるように体系的にまとめたもの(個情法16条1項)

したがって、例えば、社内でバラバラに管理されている名刺に記載された情報は、「個人情報」には該当しますが、その情報がデータベース等に取り込まれていない限りは「個人データ」に該当せず、また、「個人情報データベース等」にも該当しませんので、不正提供罪の対象にはなりません。なお、「個人データ」は個人情報データベース等を構成する個人情報(個情法16条3項)ですので、それが個人情報データベース等の一部を複製又は加工したものでない限り、不正提供罪の対象となりません²。

2. 業務に関して取り扱った

不正提供罪の成立には、対象の個人情報データベース等が、行為者が「その業務に関して取り扱った」ものであることが必要です。

この「業務」は「個人情報取扱事業者における個人情報の取扱いに関する業務」には限られませんので、例えば、顧客名簿の取扱いに従事していない経理部の従業員が、同名簿にアクセスするためのパスワードを知り、これを利用して顧客名簿を不正に持ち出した場合は処罰対象になります³。他方、業務とは関係なく私的に個人情報データベース等を取得した場合は「その業務に関して取り扱った」に該当せず、処罰対象になりません⁴。

3. 自己又は第三者の不正な利益を図る目的

不正提供罪は目的犯ですので、行為者に自己又は第三者の不正な利益を図る目的が必要です。

¹ 具体例は個人情報の保護に関する法律施行令1条で定められており、例えば、DNAを構成する塩基の配列や指紋、掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号や、旅券の番号、基礎年金番号などが該当します。

² 石井 夏生利=曾我部 真裕=森 亮二編著『個人情報保護法コンメンタール』(勁草書房、2021年)975頁

³ 前掲注2

⁴ 前掲注3

4. 提供又は盗用

処罰の対象となる行為は「提供」又は「盗用」です。

「提供」とは他者が利用できる状態に置くことをいい、例えば、データベースであるファイルが記録された電磁的記録媒体や紙媒体であるファイルを交付すること、データベースであるファイルを電子メール又はインターネットを通じて交付することがこれに該当するとされています⁵。

「盗用」とは盗み利用することをいい、例えば、個人情報取扱事業者の従業員が、その職務上取り扱っている顧客リストを持ち出して、個人的に行っている別の事業のためのダイレクトメールを送付することなどがこれに該当するとされています⁶。

III. 両罰規定について

両罰規定は、法人⁷の代表者又は法人の従業員等が、その法人の業務に関して一定の違反行為を行った場合に、行為者のみならずその法人に対しても罰金刑を科するという規定です。個人情報法以外にも、例えば労働基準法、不正競争防止法、廃棄物処理法などの様々な法律に設けられています。

個人情報法 184条 1 項 1 号は不正提供罪の両罰規定を規定しており、適用された場合には、法人に対して 1 億円以下の罰金が科される可能性があります。

1. 要件

(1) 行為者

両罰規定の適用のためには、不正提供罪が「法人の代表者」又は「法人…の代理人、使用人その他の従業員」によって行われる必要があります。

「法人の代表者」とは、法令等により法人を代表する権限を有する者をいい、株式会社の代表取締役がその典型です。

「代理人」とは、法令等により業務主を代理する権限を有する者をいい、例えば、支配人(商法 20 条)がこれに該当するとされています。

「使用人」とは、業務主との雇用関係に基づいてその業務に従事する者をいいます。

「その他の従業員」とは、「代理人」や「使用人」以外の者であって、組織内で直接間接に業務主の指揮監督を受けてその業務に従事している者をいい、業務主との間に雇用関係が結ばれていることは必要ないものとされています(大判昭和 9 年(1934 年)4 月 26 日刑集 13 卷 527 頁)。

(2) 「業務に関して」

不正提供罪が法人の「業務に関して」行われたことも要件とされています。

ここでいう「業務」とは、各人が社会通念上の地位に基づき、継続して行う事務とされており、本務であると兼務であるとを問わず、法人の場合にはそれが定款に定められた目的の範囲内の行為である必要もないと解されています⁸。

⁵ 前掲注 2 の 976 頁

⁶ 前掲注 5

⁷ 両罰規定の対象は法人に限られませんが、実務上、問題なるのは法人の場合がほとんどだと思いますので、これ以降も法人を前提として解説します。

⁸ 前掲注 2 の 988 頁

個情法 184 条の「業務に関して」の要件につき解釈を示した判例・裁判例は現在までに見当たりません。しかし、他の法律では、例えば、「外形上業務に関連して行われた行為で、その経済的な結果が業務に及ぶものであることを必要とするが、行為者が業務主のために行うことを要しない」(最判昭和 37 年(1962 年)2 月 22 日刑集 16 卷 2 号 190 頁。物品税法違反の事例)、「秘匿した所得について自ら領得する意図を有していたとしても、そのような行為者の意図は、『業務に関して』の要件に何ら影響を及ぼすものではない」(最決平成 23 年(2011 年)1 月 26 日判例時報 2173 号 144 頁。法人税法違反の事例)、「その行為の性質上事業主の本来の業務内容の一部をなしていることを認識しながら違反行為に出た場合には、たとえ事業主の業務を遂行する意図がなくても、その行為は事業主の業務に関してなされたものと認めるのが相当である」(東京高判昭和 60 年(1985 年)1 月 22 日高等裁判所刑事判例集 38 卷 1 号 39 頁。廃棄物処理法違反の事例)、「本件虚偽半期報告書の作成、提出の行為は、被告会社の客観的な業務そのものであり…同会社の『業務に関し』行ったものと評価するのが相当…その際、被告人に自己保身を図る意図があったとしても、あるいは経緯において背信的な面があったとしても、上記行為が被告会社の業務に関する行為であることを否定するものではない」(東京高判平成 15 年(2003 年)8 月 11 日判例集未登載。証券取引法違反の事例)などとされており、問題の行為が客観的・外形的に見て事業主の業務活動と関連するか否かが重視される一方、行為者の意図は重視されていません。

こうした判例・裁判例に照らせば、個情法 184 条の「業務に関して」についても、問題の行為を客観的・外形的に見てその該当性が判断されることになると考えられます。

(3) 法人の過失

両罰規定によって法人が処罰される根拠は、違反行為をした従業者について業務主として選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失にあるとされています。

この過失の存在は推定され、法人側において過失がないことを証明しない限り処罰を免れません(最大判昭和 32 年(1957 年)11 月 27 日刑集 11 卷 12 号 3113 頁)。この証明に成功して処罰を免れた事例も存在はするようですが⁹、一般的に、この証明は非常に困難だとされています。

2. 捜査機関による運用の傾向

当職らの私見ですが、捜査機関は、行為者が代表者等の役員なのか一従業員に過ぎないのか、違反行為によって法人が利益を得ていたのか、違反行為に組織性はあるのか、同種の違反行為が当該法人内で蔓延していたといった事情はあるのか、といった様々な事情を考慮して両罰規定の適用の是非を検討しているものと思われまます。

なお、法人を処罰するために必ずしも行為者を起訴する必要はありません¹⁰(最決昭和 31 年(1956 年)12 月 22 日刑集 10 卷 12 号 1683 頁)。例えば、大手広告代理店の違法残業事件では、労働基準法違反につき、法人が起訴された一方、自殺した新入社員の上司は不起訴となっていますし、大手鉄鋼メーカーの性能データ改ざん事件でも、法人のみが不正競争法違反(虚偽表示)で起訴され、不正に関与した従業員は不起訴となっています。

⁹ 大阪地判昭和 24 年(1949 年)7 月 5 日、高松高判昭和 46 年(1971 年)11 月 9 日

¹⁰ もっとも、業務主の責任は行為者の違反行為に起因するものですので、業務主を処罰するためには、行為者による違反行為の内容を特定する必要があります。

3. 不正提供罪における両罰規定の初適用事例について

(1) 事案の概要等

2023 年の 10 月、某大手学習塾(以下「学習塾」)が、不正提供罪の両罰規定によって書類送検されたことが大きく報道されました。

各種報道等によれば、学習塾の元講師が、授業中にスマートフォンを用いて教え子の女の子の下着を盗撮するなどした上、盗撮した画像等に加えて、生徒用名簿に載っていた女の子の氏名、住所、生年月日などの個人情報も SNS のグループチャットに送信していたようです。警視庁は、元講師を性的姿態撮影等処罰罪¹¹で逮捕した後、不正提供罪につき、元講師のみにとどまらず、法人としての学習塾も書類送検しました。

各種報道等によると、個人情報投稿されたグループチャットは元講師が管理していたようであり、また、不正提供罪の犯行動機につき、元講師は、個人情報を SNS に載せれば、女児を知らない仲間も妄想しやすくなると思い、実際に卑わいな感想が来て興奮し、繰り返すようになったといった趣旨の供述をしていたようですので、客観的にも主観的にも、講師としての業務とはまったく無関係の犯行であるように思われます。なお、本件犯行当時、生徒用名簿は学習塾の社内システムで管理され、元講師には ID とパスワードが付与され、所属先の校舎に通う児童の情報を閲覧できる状態だったようです。

このような事案につき、行為者である元講師のみにとどまらず学習塾までが書類送検された理由については、定かではありませんが、報道等によれば、個人情報の取扱いの不備が背景にあったようです。

結局、法人としての学習塾は不起訴処分となったようですが、検察官が不起訴とした理由は明らかにされていません。

(2) 企業が同種事案の事件相談を行う際の実務への影響

元講師の行為によって大きくその名声等が棄損されて被害者の立場にあったともいえる学習塾の書類送検は、企業が被害者の立場で同種事案の事件相談を捜査当局に持ち込む際には、企業自体に対する両罰規定の適用リスクも考慮した検討が必要になるという意味で、今後の同種事案における企業の対応に少なからぬ影響を与えられそうです。

本件の場合には、元講師による違反行為が学習塾の「業務に関して」行われたといえるかが問題となりそうです。この要件につき、裁判所が、行為者の主観的な目的ではなく、違反行為が客観的・外形的に見て事業主の業務活動と関連するかどうかを重視しているのは既に述べたとおりですが、前述のとおり、元講師の犯行は講師の業務とはまったく無関係と思われ、客観的・外形的に見て学習塾の「業務に関して」行われたとみるのは難しいようにも思われます。

次に、法的には両罰規定の適用が可能だと仮定しても、実際に処罰価値があるかどうかとも問題になりそうです。既に述べたとおり、捜査実務上、両罰規定を適用するにあたっては、違反行為者の立場、違反行為による法人の利益の有無、犯行の組織性の有無、同種違反行為の蔓延の有無等が考慮されていると考えられます。学習塾の事例では、行為者は代表者等の役員ではなく一講師にすぎませんし、元講師の違反行為により学習塾が利益を得たわけでもなく、学習塾において同種行為が蔓延していたといった事情もなさそうです。報道によると、元講師の撮影を手助けした同僚がいたようですが、本件が組織的な犯行とまではいえないように思われます。

そもそも個人情報の管理における不備については、安全管理措置(個情法 23 条)の違反として、行政指導(個情法 147 条)や、それでも不十分な場合には勧告・命令(個情法 148 条 1～3 項)を経た後の公表(個情法 148 条 4 項)や命令違反に対する罰則(個情法 178 条)によって行政的な対応で是正させる手段があり、

¹¹ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 2 条 1 項

刑事事件としての処罰価値があるのはよほどの事情がある事案に限られるように思われます。

同種事案において両罰適用の適用リスクを評価する際のポイントはケースバイケースとなりますが、「業務に関して」が最重要ポイントとなるケースが多いと考えられるため、客観的・外形的に見て事業主の業務活動と関連しないということであれば、捜査当局に正確な事実関係を証拠とともに説明できるように準備して事件相談を行うことが望ましいといえます。また、仮に、両罰規定の適用の可能性が否定しがたい事案であれば、組織性がないという点や法人が利益を得ていない点、自主的な是正措置を的確かつ迅速に行ったといった点を捜査機関に的確に説明する準備をしておく対応も考えられます。

IV. 今後の見通し

最終的に不起訴処分になったとはいえ、学習塾の書類送検は、個人情報の適正な管理を促すべく、不正提供罪の両罰規定を積極的に適用していきたいとの警察の意思表示とも考えられます。

結果として不起訴処分となったとしても、企業自体が書類送検されることはレピュテーションに大きなダメージを与えると考えられるため、同種事案における捜査当局による両罰規定の適用については、今後の動向を注視していく必要がありそうです。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 三宅 英貴 (hidetaka.miyake@amt-law.com)
弁護士 中原 隆雅 (takamasa.nakahara@amt-law.com)
弁護士 西村 順一郎 (junichiro.nishimura@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com